

第33回（平成29年3月15日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の会議の進行につきまして、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第33回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務全項目評価書の概要説明について」です。

まず、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 番号法等により、日本私立学校振興・共済事業団が特定個人情報ファイルを保有するときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

日本私立学校振興・共済事業団が実施する「公的年金業務等に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年3月9日付け私事企第1093号にて、日本私立学校振興・共済事業団から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団及び文部科学省の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明にありましたとおり、本日、日本私立学校振興・共済事業団及び文部科学省の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、出席を認めます。全項目評価書の概要につきまして、日本私立学校振興・共済事業団から説明をお願いします。

○日本私立学校振興・共済事業団 日本私立学校振興・共済事業団における、公的年金業務等に関する事務の全項目評価書の一部変更について説明いたします。

公的年金業務等に関する事務の全項目評価書につきましては、平成27年11月17日に特定個人情報保護委員会において御承認いただいております。このたび、日本年金機構が個人番号の取扱いを開始したことに伴いまして、当事業団と日本年金機構との情報授受に関する部分について、一部変更が生じることになりました。

本日は、全項目評価書のうち、変更部分についてのみ説明させていただきたいと思います。

初めに、3ページをお開きいただきたいと思います。「Ⅰ 基本情報」に記載しております「②事務の内容」のうち「3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」をご覧くださいと思います。こちらの「(4) 年金からの住民税の特別徴収に係る事務」、「(5) 被用者年金の一元化に伴う申請書等の受付、回付業務」が今回、追加した事項となります。

「(4) 年金からの住民税の特別徴収に係る事務」につきましては、日本年金機構や地方税電子化協議会を経由して行う市区町村との情報授受において、個人番号を使用することになります。

「(5) 被用者年金の一元化に伴う申請書等の受付、回付業務」につきましては、厚生年金保険法に基づき、年金受給に関する各種申請書は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、そして本事業団及び日本年金機構において下の※で説明しているワンストップサービスを行うこととしております。他の実施機関で処理が必要な各種申請書を受け付けた場合は、その実施機関が、個人番号が記載された各種申請書や画像化したファイルを他の実施機関に転送することになります。

これらの事務処理の流れにつきましては、資料8ページの図をご覧くださいと思います。こちらの図の左側の上から3番目のところに、日本年金機構の囲みを今回追加しております。事業団の公的年金業務システムと、日本年金機構との流れをここに表しております。その詳細につきましては、9ページの(備考)のうち3-⑨と3-⑩を追加しております。

「3-⑨ 年金からの住民税の特別徴収に係る事務」は、住民税特別徴収の対象者及び住民税特別徴収額の特定については、専用線により年金機構と情報授受を行うこととしております。

具体的には、事業団から特別徴収対象者の個人番号、氏名等の情報を日本年金機構に提供いたしますと、日本年金機構は地方税電子化協議会を経由して、各市区町村に情報を提供いたします。その後、各市区町村から、個人番号及び特別徴収額情報が地方税電子化協議会を経由して日本年金機構へ送付されますので、事業団は、日本年金機構から情報を入手する仕組みになっております。

また、住民税特別徴収停止等情報につきましては、各市区町村から、個人番号及び停止依頼等の情報が、地方税電子化協議会を経由しまして日本年金機構に依頼があります。日本年金機構は、事業団に停止等情報を転送いたします。事業団は、特別徴収停止処理を行い、その処理結果を日本年金機構に提供いたします。日本年金機構は、地方税電子化協議会を経由して、各市区町村に提供することになります。

次に「3-⑩ 被用者年金の一元化に伴う申請書等の受付、回付業務」につきましては、ワンストップサービスにおいて、個人番号が記載された各種申請書や画像化したファイルを実施機関間で受付、回付することになりますが、申請書等を受け付けた実施機関は、申請書等を画像化し、専用線を通じて日本年金機構に電子回付を行います。その後、日本年金機構から各実施機関に回付が行われるというような仕組みでございます。

これらの情報回付に際しまして、個人番号を含めた事務処理を行うこととなりますので、事務処理上のリスク対策を「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に追加しております。

28ページをご覧いただきたいと思います。こちらの「リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」の「リスクに対する措置の内容」のところをご覧いただきたいと思います。括弧書きに示しております【公的年金給付総合情報連携システムでの提供】の部分以下を、今回追加しております。

「1. 住民税特別徴収関係」としまして、日本年金機構と事業団における公的年金給付総合情報連携システムを用いた特定個人情報の授受は、専用線を用いております、他のシステムからアクセスできない仕組みとなっております。

また「2. 申請書等の電子回付（ワンストップサービス）」につきましても、同様に専用線を用いて電子回付する仕組みとなっております。

下の※に記載しておりますとおり、本事業団では厚生労働省（日本年金機構）で提示している情報授受に係るセキュリティポリシーに従って事務を行うこととしております。当該セキュリティポリシーにおいては、インターネットと接続しないこと等が定められており、本事業団においてもインターネットとの接続は行っていないということでございます。

また、情報回付の記録は適正に管理し、定期的に確認を行っているということでございます。

最後になりますが、31ページをお開きいただきたいと思います。こちらの「⑥技術的対策」の2ポツ目をご覧いただきたいと思います。住民税の特別徴収及びワンストップサービスによる申請書の回付を処理する端末は、シンクライアントを使用することとしており、端末に特定個人情報をダウンロードできない仕組みとなっております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

今般の被用者年金の一元化に伴いまして、他の共済からの申請書を受け付けることになったということですが、その際、受け付けた申請書を画像データ化し、公的年金給付総合連携システムを用いて日本年金機構に回付を行うとのことですが、その後、他の共済等の申請書をどのように取り扱うかについて御説明をいただければと思います。

また、当該システムを使用する際、不正な操作を防止するために講じる措置について、いま一度改めて御説明いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○日本私立学校振興・共済事業団 最初の、公的年金給付総合情報連携システムを用いまして、日本年金機構に回付を行った後の申請書等の保管方法についてでございますが、申

請書等は、施錠された所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講じております。

2つ目に御質問がありました不正な操作を防止するために講じている措置につきましては、情報回付につきましては、記録を管理しております、課室情報セキュリティ責任者が抽出されたログを月1回確認しております。

また、個人情報管理規程に基づきまして、毎年、監査対象部署を決めまして、2年間で全部署のセキュリティ監査を実施することとしております。

以上でございます。

○加藤委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

他の御発言がありませんので、私からは質問というよりは要望ですが、今回の再実施によりまして、加入者の特定個人情報を新たな事務で取り扱うことになるわけでありますけれども、御説明いただきましたリスク対策等につきましては、評価書に記載されており確実に実施していただくようお願いします。

また、評価書に記載されているリスク対策を確実に実行するためには、各業務に従事する担当者がリスク対策を十分理解する必要がありますので、教育・研修の実施に当たっては、実務に即して行っていただくとともに、自己点検や監査が重要な意味を持ちますので、これを確実に実施していただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○日本私立学校振興・共済事業団 承知いたしました。

○堀部委員長 それでは、本評価書については、本日の説明内容を踏まえて審査を進めることとします。

御出席いただきましてありがとうございました。

(文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団、退室)

次に、議題2「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(案)について(医療介護分野・医療保険分野)」です。

事務局から、説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願いたします。

私からは、資料2-1に基づきまして説明をさせていただきます。

「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(案)」に関する意見募集結果です。パブリックコメントを1月31日から3月1日まで実施をいたしまして、その結果を報告いたします。

まず1ページ目ですが「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(案)」につきましては、31の団体、個人の方々から延べ87件の意見を頂きました。このうち、個人情報の匿名化や黙示の同意に関する御意見、御質問が主な内容でした。

2 ページですが「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）」につきましては、4つの団体、個人の方々から延べ8件の御意見を頂きました。

また、国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）及び国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）につきましては、3の団体、個人の方々から延べ4件の御意見を頂きました。

続きまして、3 ページ目以降が、寄せられた主な御意見とそれに対する考え方をまとめたものです。まず、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（案）につきまして説明したいと思います。1つ目は、匿名化に関してです。

匿名化は、医療分野のみで認められたものであるのか。また、匿名化された情報は個人情報であるか。さらに、その情報を第三者に提供できる場面はどのような場面であるのかといった御質問を頂きました。

考え方としましては「個人情報の匿名化」は法律上の用語ではありませんが、従来から医療・介護分野の実務においてそのような概念が用いられてきたところであり、ガイダンス（案）において、医療・介護関係事業者の個人情報の取扱いに当たって「個人情報の匿名化」という用語を定義しています。

個人情報から特定の個人を識別することができる情報を削除したとしても、容易照合性がある場合には、その情報が個人情報に該当する場合があります。個人情報に該当するかどうかについては、個別の事例に応じて判断することになりますが、判断に迷う場合には、個人情報保護法上の第三者提供の制限の適用が除外されている場合を除いて、個人情報に該当するものとして取り扱うことが望ましいと考えます。

続きまして2つ目です。これも匿名化についてです。

このガイダンス（案）に「匿名化は、匿名加工情報とは定義や取扱いのルールが異なるので留意が必要である」といった記述がありますが、加工方法は匿名加工情報と同様の記述であることから両者は同じ情報ではないかという御意見、御質問を頂きました。

個人情報の匿名化と匿名加工情報は、定義や取扱いのルールが異なります。匿名化は、個人情報から個人を識別する情報を取り除く方法で、他方、匿名加工情報については、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないものであり、委員会規則で定める基準に従って加工する必要があります。詳細は、委員会が定めるガイドライン（匿名加工情報編）に記載されておりますということを書かせていただきました。

3つ目ですが、これも匿名化に関するものです。

このガイダンス（案）に「匿名化をするために個人情報に加工を行うことは差し支えない」といった記述がありますが、匿名化することは利用目的を特定し、改めて本人への通知や公表を行う必要がありますかという質問です。

匿名化するために個人情報に加工を行うこと自体では、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っていることには該当しません。

先ほどと一緒にですが、「個人情報の匿名化」は法律上の用語ではありません。従来から医療・介護分野の実務においてそのような概念が用いられてきたところであり、ガイダンス（案）において医療・介護関係事業者の個人情報の取扱いに当たって「個人情報の匿名化」という用語を定義しております。

4 ページの 4 つ目です。これも匿名化に関するものです。

マスコミ等へ匿名化した情報を提供する場合は、本人又は家族等の同意を得ることを努力義務ではなくて、義務化すべきという御意見を頂きました。

改正法第76条第1項第1号により、報道機関が報道の用に供する場合は、当該者に同法第4章の規定は適用されません。また、改正法第43条2項により、報道機関が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合に、その者に対して個人情報を提供する行為については、委員会の権限を行使しないものとされています。

これらの趣旨を踏まえ、患者と医師との信頼関係を維持する観点から、本人または家族等の同意を得ることを努力義務としたところです。これは従前からの考え方と同様のものです。

5 つ目ですが、こちらは黙示の同意に関してです。黙示の同意とオプトアウトの違いを明確にしてほしいといった御意見です。

黙示の同意は、患者が医療機関を受診するに当たっては、患者自身の個人情報を医療機関に取得され、傷病の回復等を含めた医療の提供のために第三者に個人データが提供されることを前提としているものであり、個人情報保護法第23条第1項に基づく本人同意と位置付けられています。すなわち、患者の傷病の回復等を含めた患者への医療の提供に必要であり、かつ個人情報の利用目的を院内掲示等により明示されている場合に限定して、原則として黙示による同意が得られているものと整理をしております。なお、黙示の同意が認められる範囲は、このガイダンス（案）の別紙2に示しているとおりで、限定的な運用を行っているところです。

一方、オプトアウトは、個人情報保護法第23条第2項に基づく第三者提供の方法です。オプトアウトは、個人データの第三者への提供に当たり、①～⑤に定める法定項目をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出た上で、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供する方法をいいます。医療・介護の現場においては、従前よりオプトアウトは使用していないことから、このガイダンス（案）には記載をしております。

5 ページの 6 つ目です。これも黙示の同意を始めとした同意の取り方に関する御意見です。

患者、利用者本人の立場に立ったものとはいえ、医療情報の利活用を念頭に置いた今回のガイダンス（案）に疑問を感じる。

ガイダンス（案）では、「医療機関等が要配慮個人情報を適正に取得する場合として、問診票提出をもって本人の同意があったものと解される。あるいは、個人情報の利用目的

については、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して院内掲示しなければならない」といった記述があります。また、患者本人へ個別に説明することは求めておらず、さらに、あらかじめ黙示の同意を得る場合は、明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示による同意があったものと考えられるとしている。こういった取扱いは、患者、利用者の立場からすれば大変分かりづらいものであり、医療介護は事業者と患者、利用者との信頼関係で成り立っていることから、要配慮個人情報の取得時、個人情報の第三者提供時における本人への意思確認が曖昧なままでは、かえって現場に混乱が生じるのではないかと御意見を頂きました。

これに関しては、患者は自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を、患者自身の傷病の回復等を含めた医療の提供のために利用、第三者提供されることを前提として、医療機関を受診していると一般的には考えられます。受診の申出をもって本人の同意があったと解することは、体調の優れない患者の負担軽減の観点からも合理的な解釈であると考えられます。黙示の同意についても、医療の現場において適切な医療の提供等において有効に機能しているものと考えられます。黙示の同意の範囲は、患者への医療の提供に必要な範囲に限定して運用されており、この範囲を超えて個人データを第三者に提供する場合には、別途、本人同意を得なければなりません。

要配慮個人情報の取得時の本人同意のあり方、それから黙示の同意の考え方といったものについては、周知広報に積極的に取り組んでまいります。

7つ目ですが、外国にある第三者への提供に関してです。

外国にある第三者が委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合には、委託等により個人データを提供することができると記載があるところ、確かに個人情報保護法上は問題ないとするが、経済産業省や総務省が策定したガイドラインには、国内にあるデータセンターへの個人情報を含む医療情報の設置は固く禁じられるという解釈が示されており、このガイダンスの利用者である医療・介護関係事業者が誤解しないよう配慮が必要だという御意見を頂きました。

これに関しては、このガイダンス（案）において、診療情報の外部保存を行う場合には、厚生労働省ガイドラインですが「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」によることとする旨を記載しております。

8つ目ですが、ガイドラインとガイダンスの位置付けの違いについて明記していただきたいという御意見を頂きました。

これは、現行のガイドラインは個人情報保護法に沿って医療介護の現場の実務に当てはめた際の詳細な留意点、事例をまとめた内容であり、その考え方をより明確とするため、ルールや規律を定めるガイドラインとは区別し、今般、ガイダンスと整理したところです。このガイダンスの趣旨、内容については、周知広報に積極的に取り組んでまいります。

9つ目ですけれども、このガイダンス（案）に、「検査等の目的で患者から血液等の検体を採取した場合、それらは個人情報に該当し」と記載があるが、個人情報保護法はあく

まで情報に関して規制を行う法律であり、試料・検体の取扱いについて規制を行っていないため、これは不適切な表現であるので修正すべきではないかという御意見を頂きました。

これに関しては、通常、検査等の目的で採取された患者の血液等の検体は、個人が特定できる方法により管理されていると考えられるため、個人情報と同等の取扱いを行うことが適切であり、実務において、検体そのものも事実上、個人情報として取り扱うものと整理がなされてきました。考え方の変更は医療・介護の現場に大きな混乱を与えるものであり、適切ではありませんという考え方を示させていただきました。

最後のページですが、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス（案）に関する御意見です。

これは匿名加工情報に関してですが、集団検診の結果を分析の上、統計情報として利用する場合は匿名加工情報の作成に該当しないといった認識で正しいかという御質問を頂きました。

これに関しては、統計情報が集団の傾向又は性質等を数量的に示すのみで、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人に関する情報に該当するものではないため、従前同様、個人情報保護法の対象外となりますと書かせていただきました。

最後に、国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス（案）及び国民健康保険組合団体連合会における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス（案）に関する御意見です。

安全管理措置として考える事項、例えばプライバシーマークや情報セキュリティーマネジメントシステム等の資格を組織で取得することが望ましいと考えるので、こういった事例を追加してはどうかという御提案を頂きました。

本ガイドンス（案）に記載した事項は、安全管理措置の典型的な具体例を示したもので、全ての事案を網羅しているわけではありません。記載の例示の内容に限定する趣旨ではありませんので、国保連合会など事業者ごとに取り扱う個人情報の規模等に応じて、適切な安全管理措置が講じられるものと考えます。

説明は以上でございます。

資料2-5から2-8までの「医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス（案）」について決定をしてよろしいか、御審議のほどよろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 大変な業務を御苦労さまでした。

今、内容を聞きまして、医療分野につきましては、ほかの分野と違ってガイドラインをガイドンスという名称にするということが象徴的だと思うのですが、従前から、匿名化とか黙示の同意とか、こういうことで医療分野はしっかりと対応してきているということだ



と思います。

これをうまく継承しながら、当委員会の考え方の内容とうまくすり合わせて、法改正に伴って新たに必要となる規定を盛り込んだ上で、医療介護の現場や医療介護分野の事務に混乱や支障がないようにすることが一番大事な点だと思っております。そういう点では今、御説明いただいた内容はその辺がしっかりとされていて、医療現場のほうで混乱や支障が生じないと、私も今、聞いていて思いました。

そういうことから、今回、非常にうまくまとめているという点と、あわせて患者や利用者、被保険者等の権利、利益の保護の観点からも、しっかりと適切かつ合理的な内容であると考えますので、非常によかったのではないかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。御意見として伺います。

他にいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 今、手塚委員におっしゃったことに全く同感でございまして、今回、匿名化と第三者提供の部分はたくさん御意見を頂いたわけですが、匿名化と匿名加工情報の差異とか、黙示の同意とオプトアウトの差はどうかというものについても非常に丁寧に回答しております。

私どもの委員会の役割の一つは、国民に正しい情報を提供することだと思いますので、今回もそれが適切に行われて、これに関係する皆様がお読みになり、正しい理解をされれば現場に混乱は起こらないという結果に帰着するものだと思いますので、非常に感心して拝見をいたしました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 逆の見方からいうと、それだけ解釈に少し混乱が起きやすいところがちょうど質問で出てきていて、明快に答えておられるのですけれども、多分、御質問してこない多くの方に、まだ混乱が続くような気がいたします。そういったことに対してはどのように、我々が機会を得て説明をしていくか、あるいは関係省庁の方が説明をしてくださるかということも含めて、これについては引き続き、周知広報を重点的にしていく必要があると思います。

○堀部委員長 色々な問合せ、質問などが来ると思いますので、それに応じて対応をさせていただくということでもよろしいのではないかと思います。

山本参事官、どうぞ。

○山本参事官 ただいま御指摘いただいた点、私どももまさにそのとおりだと思っておりますので、今回の回答の内容も含めて、厚生労働省とよく連携しながら、改正法の施行日又はそれをまたいでも周知広報をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。

他にいかがでしょうか。

医療関連分野の各ガイドライン（案）につきましては、当委員会が定めました個人情報

の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）を踏まえまして、各分野固有の「格別の措置」に特化した形で作成されたものでありまして、医療関連分野の実態に即した個人情報 の適正な取扱いが確保されるものと考えます。

他に、特に御意見がないようですので、原案のとおり決定し、通知・公表の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

それでは、事務局は手続を進めてください。

次に、議題3「個人情報保護委員会事務局組織令の改正について」です。事務局から御説明ください。

○事務局 それでは、説明いたします。

本件に係る資料といたしまして、資料3とその後ろに別紙を用意しております。

資料3では、平成29年度の当委員会の体制整備を図るための所管法令の改正についてお諮りいたします。

本件は、平成29年度予算について、財政当局等の調整を経て内示を頂いているものを、法令でその位置付けを明確にするものでございます。

個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正におきましては、指定職級の事務局次長を新設するとともに、また、現在事務局に2人設置しております課長級の参事官を平成29年度から1名増やして計3名とさせていただきます。

本件について了承いただきましたら、政府内手続を経て3月24日に閣議決定が行われ、3月31日に公布、4月1日から施行される予定です。

以上、簡単ですが説明させていただきました。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御意見がないようですので、原案のとおり決定します。これは政令ですので、閣議請議等の必要な手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

次に、議題4「マイナンバーガイドライン改正案のパブリックコメント結果及びマイナンバーガイドラインQ&Aの更新について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、いわゆるマイナンバーガイドラインでございますけれども、その一部を改正する告示案の意見募集の結果について御報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料4-1から順次、説明をさせていただきたいと思っております。

資料4-1ですけれども、2番目のパラグラフにあるとおり、4の個人又は団体から延べ11の意見が寄せられました。結論から申し上げますと、この意見に基づく修正等はございません。

次の別紙1になりますけれども、そちらが、ガイドラインの事業者編につきまして、意見があったものの一覧表でございます。基本的には定義規定や個人情報保護法との関係性等の意見でございますので、説明については省略をさせていただきますが、3ページを開きいただいて、No.8というものになりますけれども、中小規模事業者、従業員100人以下の事業者については、一部の事業者は、その中小規模事業者から除外をしております。除外している事業者のうち、個人情報を取り扱う数が5,000を超える事業者ですけれども、この5,000という数字が少し大きいのではないかと。300ぐらいがいいのではないかとという御意見がありました。

その考え方については、右側に示させていただいたとおり、中小規模事業者は、従業員の数が100人以下の事業者であり、100人を超える事業者は中小規模事業者に該当せず、本則の安全管理措置を講じていただくことになることから、5,000を超えない事業者全てを中規模小事業者としているわけではありませんとしております。第1のトリガーとして、従業員の数というところがありますので、5,000云々が大きい小さいというよりは、そもそも100人を超えていると、個人情報の数が5,000より少なくても本則が適用されますよというところも明示しております。

続きまして、別紙2、こちらがガイドラインの行政機関等・地方公共団体等編に寄せられた意見とその考え方でございます。

まず、No.1ですけれども、情報提供ネットワークシステムを使った情報連携につきまして、その内容が地方税関係情報である場合には、守秘義務の関係がございますので、本人の同意がないと提供できないという仕組みになっております。

その本人の同意を誰が得るかというところで、制度上は情報照会者が本人の同意を得ることになっておりまして、そういった情報照会者が本人の同意を得ればよいのかという確認的な意見でございました。

考え方については、そのとおりであるというところで、情報照会者が本人同意を得た上で情報照会することになりますというものを示しております。

裏面2ページ目のほうが、いわゆる独自利用事務につきまして、地方公共団体に任せるのではなく、国がある程度、枠組みをつくって、しっかりとフォローしていただきたいという意見が寄せられました。

これにつきまして、考え方として右側ですけれども、「改正後の番号法第19条第8号に基づいて情報連携を行う条例事務は、その事務の趣旨又は目的が番号法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、いずれかの事務（以下「法定事務」という）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること及びその事務の内容が法定事務の内容と類似していることを要件としており、あらかじめ地方公共団体の名称等を個人情報保護委員会へ届け出た上で、委員会が認めた場合に限り実施できる枠組みとなっています」としております。

条例を作ったから独自利用事務ができるわけではなく、こういった届け出制度ないしは法令の趣旨、目的と一致しているものでないとできないということを示して回答とさせて

いただいております。

以上が、寄せられた意見とその回答でございます。

お手元の資料4-2が告示の改め文、その次の資料4-3が新旧対照法で、いずれも事業者編のものとなっております。なお、一部、誤字、脱字等ありましたので、その部分について、パブリックコメントを付させていただいたものから一部修正がされております。

資料4-4、4-5につきましては、告示の改め文と新旧対照表で、こちらは行政機関等・地方公共団体等編となっております。こちらにも一部、誤字、脱字について修正をさせていただきます。

以上がパブリックコメントの結果の報告でございます。

続きまして、資料4-6ですが、こちらは、ガイドライン（事業者編）と（別冊）金融業務に関するQ&Aの更新の御説明でございます。ガイドラインのQ&Aにおきましては、適宜、改正、更新等させていただきます。今回もガイドラインの改正等に伴って、Q&Aの更新をさせていただきたいというものでございます。

ただ、資料4-6の1ページ目、上に3つ※がついております。2つ目、個人情報保護法ないしは番号法の改正法の施行日が5月30日ということですので、そこに伴う修正については5月30日から施行されるということで、そういった表記をしております。

内容につきましては、基本的には個人情報保護法の改正の判例やガイドラインの本体に記載したものの修正、削除等によりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。一部、それとは関係なく質問等が寄せられて、それに対する追加、新設がございますので、その部分だけ説明をさせていただきます。

まず、1ページ目のQ1-2でございます。利用目的の特定の事例として「源泉徴収票作成事務」が記載されていますが、「源泉徴収票作成事務」には、給与支払報告書や退職所得の特別徴収票も含まれると考えてよいですかというものです。

アンサーとして、2行目真ん中から、「源泉徴収票作成事務」に含まれるものと考えられますということで従来は示しておりました。今回の更新では、続けて、「例えば「給与支払報告書作成事務」、「退職所得の特別徴収票作成事務」のように、単独でそれらの事務を特定する必要はありません。」としております。「源泉徴収票作成事務」にこれらの書類が含まれているということは明示していたのですが、実際に本人に求めるときに、これらの事務を再度明確に特定して、通知しなければいけないのかという質問が幾つか寄せられましたので、そういったことではないということを明確にするために、このQ&Aの更新をさせていただきます。

続きまして、次は新設になりますけれども、Q1-3-2という項目でございます。内容は、「利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知等している場合、市区町村から送付されてくる従業員等にかかる住民税の「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか。」というものです。

アンサーとして、「利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知等している場合、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。」としております。

この5月まで、それぞれ従業員がお住まいになっている市区町村から、事業者に向けて、従業員の個人番号が記載された住民税の通知書が送られてくることになっており、それについての個人番号の利用範囲について問合せが多かったことから、こういったQ & Aを立てさせていただいたということです。

最後に、2ページ目、さらに今の問いを受けてという形になりますが、Q 1 - 3 - 3で、「従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により個人番号の提供を受ける場合のように、本人以外から個人番号の提供を受けることが想定されますが、個人番号の利用目的は、個人番号の提供元ごとに特定する必要がありますか。」を追加しております。

アンサーとして、「利用目的の特定は、個人情報保護法第15条第1項に基づいて行うこととなり、個人番号の提供元ごとに特定する必要はありません。例えば「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することで足りる。」ということですが、

従来、本人から番号提供を受け、その際に本人確認をするというような事務の流れで番号収集を行っていたところ、先ほど申し上げたとおり、5月から市区町村から個人番号が送られてきますので、そういった場合に備えて、何かまた別に利用目的を立てなければいけないのかという問合せがありましたので、そうではありませんということのQ & Aを立てたということでございます。

Q & Aの更新の説明については、以上でございます。

パブリックコメントのほうにつきましては、誤字、脱字はありましたけれども、その修正というところで確定をさせていただければと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

よろしいでしょうか。

今回の改正は法改正に伴うもので、作業としては大変だと思っておりますけれども、そういうことできちんと対応していただきました。

受けています質問などでも、マイナンバーについてのガイドライン自体が、まだ適切に理解されていないところもあるように思えますので、マイナンバーガイドラインにつきましても、十分理解していただくようにしていきたいと思っております。

そういうことで、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、資料1の評価書については承認した後に、資料2-1から2-8については通知・公表と同時に、資料3及び資料4-1から4-6までについては公布と同時に公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、3月27日月曜日の14時から、この会議室で行います。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は以上でございます。誠にありがとうございました。